

# 政策企画部政策企画総務課平和関連パネル等貸出に関する要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三重県（以下「県」という。）が所有する戦争遺跡等を紹介するための平和関連展示用パネル、戦争体験談CD・カセットテープ及び戦争体験インタビューDVDその他平和関連普及啓発物品（以下「パネル等」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 パネル等使用の承認（以下「承認」という。）の対象となる事業（以下「事業」という。）を主催する団体で、次のいずれかに該当するものをいう。
  - イ 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体の機関、施設又はこれらの連合体
  - ロ 法人、任意団体（政治活動又は宗教活動を目的とした団体を除く）
  - ハ その他知事が適当と認める団体
- (2) 貸出 パネル等の安全管理に配慮しながら使用し、定められた期間内に政策企画部政策企画総務課に返却することをいう。

## 第2章 パネル等貸出

### (承認)

第3条 県は、団体から申請のあった事業について、次の各号のいずれにも該当することが認められるものについて、貸出を行うものとする。

- (1) 当該事業が、政策企画総務課の所掌する業務に関連するものであり、かつ、その業務について、県民への周知、普及等が期待されるものであること。
- (2) 当該事業が、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。
  - イ 公共性を有するもの
  - ロ 営利を目的としないもの
  - ハ 政治活動又は宗教活動を目的としないもの
  - ニ 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としないもの
  - ホ 事業の参加者に対して過度な負担を負わせないもの
  - ヘ その他県政の運営に支障をきたさないもの

#### (パネル等貸出の申請)

第4条 承認を受けようとする団体は、事業開始1月前までに、パネル等使用承認申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号に掲げる書類にあつては、第2条第1号イに該当する団体である場合又は申請日の属する年度内若しくはその前年度内に当該書類を提出したことがあつて、かつ、記載内容に変更事項がない場合は、この限りでない。

- (1) 団体の定款、寄附行為、規約、沿革その他団体に関する書類
- (2) 実施要綱、募集要項その他事業の内容が分かる書類
- (3) 第2条第1号ハに規定する団体で料金を徴収する場合にあつては、収支予算書
- (4) その他知事が必要と認める書類

#### (変更の届出)

第5条 承認を受けた団体は、当該承認を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに承認事項変更届出書(第2号様式)に当該変更事項を記載して、知事に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として知事が特に認めた場合は、この限りでない。

#### (貸出承認期間)

第6条 貸出の承認をする期間は、承認通知に記載された期間とする。ただし、その期間はおおむね一ヶ月以内とする。

#### (経費負担)

第7条 パネル等の貸出に伴う経費については、承認を受けた団体において負担するものとする。ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。また、承認を受けた団体が、パネル等を毀損又は滅失した場合(その責が当該団体に帰さない場合を含む)は、当該団体がパネル等の復元にかかる費用を負担するものとする。

#### (貸出の取消し)

第8条 県は、承認を受けた団体が、偽りその他不正の行為により承認を受けたとき、第5条に規定する変更の届出をしなかったとき、その他不適当な行為があつたと認めたときは、当該承認を取り消すことができる。

**(事業終了後の報告等)**

第9条 貸出を受けた団体は、事業終了後1月以内に、事業実施報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項第3号に規定する収支予算書を提出した団体にあつては、前項に規定する事業実施報告書に、当該承認を受けた事業に係る収支決算書を添付するものとする。

3 県は、事業実施報告書を提出しない団体に対しては、以後の当該団体が実施する事業に対して承認を行わないことができる。

**第3章 雑則**

**(雑則)**

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**(附則)**

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

この要綱は、平成22年6月24日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。